第1章 基本編(総則)

I 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び嘉手納町防災会議条例の規定に基づき、嘉手納町の地域並びに災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図り、防災体制の万全を期し、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。

《計画の構成》

1. 基本編(総則・基本方針)

本編では、嘉手納町の概況及び地域の防災に関し、関係公共機関や団体、その防災上 重要な施設管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本町の防災理念をはじめ、 防災対策の基本方針を掲げるものとする。

2. 災害予防計画(地震•津波編、風水害等編)

災害予防計画において、大規模な地震・津波をはじめ、台風や大雨、火災などの災害の発生を未然に防ぐとともに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による町土の保全、防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他の災害についての予防実施を図るものとする。

3. 災害応急対策計画

災害応急計画では、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、 避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画を図る。

4. 災害復旧復興計画

災害復旧計画では、災害からの復旧・復興に関する計画とする。

5. 参考資料

その他、防災上必要な資料を掲載する。

第2節 嘉手納町の概況

1. 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、沖縄県の中部に位置し、東支那海に面する海岸線沿いにあって、那覇より北へ約23 kmの地点にある。町の南東部は嘉手納飛行場を経て、南に北谷町、東に沖縄市、北には比謝川を境に読谷村と隣接している。

総面積は 15.04k ㎡となり、南北に8km、東西は北方で約2km、南の端で約5kmの南北に細長い逆し字型の形態をなしている。

〔位置図〕



(2) 地形•地質

地形は、標高 100m以下が町総面積の 94.6%となり、市街地及び嘉手納飛行場が大部分を占める平坦な台地部と、嘉手納弾薬庫として使用されている林野部に大別される。また、沖縄市から本町を流れ東シナ海に注いでいる比謝川沿いから河口にわたる地域においては、急傾斜等の険しい地形がみられる。

地質は平坦部がサンゴ石灰土壌(石灰岩)の島尻マージで、山地部のほとんどは国頭 礫層土壌からなっている国頭マージである。また、わずかながら北東部に粘板岩土壌が 分布している。

(3) 河川

本町には、読谷村との境界を流れる全長 17.5 kmの県指定2級河川、比謝川が沖縄市を起点に東シナ海に注いでいる。

現在、飲料水として利用される比謝川は、以前生活排水等により汚染されていた状況があったが、近年は排水設備も整備(平成21年4月17日現在:行政人口の使用可能比普及率100%)されている。また、比謝川に清流をとりもどすことを目的としたイベント(「YOU・遊・比謝川」等)が開催され、意識の高まりとともに町からの生活排水が改善されるなど、川の浄化に一定の成果を得つつある。

(4) 気象(気候)

日本で唯一、亜熱帯気候に属する沖縄県。高温多湿で亜熱帯海洋性に属している。 1年のうち大半は、平均温度が20度を超える暖かさであり、降水量が多い。 また、1年を通じて風の強い日が多く、7月~10月は台風のシーズンにあたる。 近年における台風は、沖縄本島地域への接近数が減少する傾向がみられるが、台風の 規模は大型化しており、各所で暴風雨、高波などによる大きな被害を受けていることか ら、本町においても台風対策の強化を継続することが重要である。

【資料編参照(41~42頁)】

2. 社会的条件

(1) 人口•世帯数

平成22年(国勢調査) における本町の総人口は 13,827 人で、世帯数は 4,937 世帯となっている。

昭和55年の総人口は14,094人から、平成22年(13,827人)までの30年間に約267人減少している。しかし、昭和60年以降は平成17年まで一貫した減少傾向にあったが、平成22年は一転して増加している。

町面積の約2割程度に住居等があることから、本町の人口密度は、平成22年時点で、沖縄県全体の人口密度(611.9人/k㎡)と比較して本町は919.3人/k㎡と、大都市部並みの人口密集地域である。

世帯数は一貫した増加傾向を示していることから、一世帯当たりの人口が昭和 55 年の 3.9 人から平成22年には 2.8 人と約 1 人分減少しており、世帯構成が小規模化している。

行政区別には増減の傾向に差があるが、全体の年齢別推移から少子高齢化が進行しており、核家族化に加え高齢者の単独世帯の増加が要因として考えられる。

このような現状から、災害時における要援護者の避難等が懸念され、地域連携の強化など各地区の特性にあった対応策が必要となることが想定される。

【資料編参照(43~44頁)】

(2) 土地利用

本町の総面積は 15.04k ㎡となっており、そのうち約8割以上が米軍用地となっていることから、約2割の地域に住居、事業所、工場等の密集した市街地が形成され、生活環境をはじめ都市基盤の整備や産業の振興をすすめる上で大きな制約となっている。

【資料編参照(44頁)】

(3) 建物状况

町内の家屋について平成20年時点で、総数 4,770 棟あり、そのうち木造建築が 16.8% (802 棟)、非木造建築 83.2% (3,968 棟) を占めている。

また、耐震化構造の目安となる建築基準法改正前の昭和 56 年以前の建築が全体の67.2%を占め、特に木造建築のうち96.5%が耐震性に不安が残る結果となっている。 非木造建築物についても半数以上(58.9%)が改正前の建物であることから、改めてその対応策が重要とみられる。

【資料編参照(44頁)】

(4)交通事情

嘉手納町は、本島を南北に縦貫する国道 58 号と、沖縄市を結ぶ主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉の主要幹線道路をかかえ、商品輸送などの流通機能、通勤・通学、レジャー等により嘉手納ロータリーに集中し、最も交通量の激しいところとなっていた。

近年、主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉上の「道の駅かでな」から読谷村(大湾交差点)に結束するバイパス "久得牧原線"が完成したことで、沖縄市と北部方面への交通量の分散が図られている。

また、国道58号と主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉を結ぶ旧嘉手納ロータリーは、 再開発事業により町役場等の公共施設の多くが一体化し、防災拠点としての機能が図られるなど中心市街地の整備が進み、幹線道と生活道が区分されることで利便性と安全性が図られている。

一方、市街地内の道路は戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなどから、防災及び住環境上の改善策が課題となっている。

(5) 産業・就業構造

本町における純生産額(平成21年度)は、1位の「サービス業」が約4割を占め、次いで「政府サービス生産者」、「金融保険・不動産業」と続いている。就業者数(国勢調査H22)でみると、「サービス業」が最も多く(全体の31.9%)、次いで「建設業」10.8%、「卸売・小売業」10.3%となっている。

全体的に第3次産業が大半を占め、その中心である商業は大型店舗の進出や近隣市町村における商店街の近代化等により、大変厳しい商業環境となっている。

第1次産業をみると、農業においては狭隘な土地環境など条件の厳しい中でサトウキビを中心に野菜、果樹(みかん等)、花卉(観葉等)の生産を伸ばしている。

畜産では生乳や豚が主な生産として見られ、農畜産物の生産額としては比較的多くを 占めている。

本町の水産業は、規模が小さく生産額全体ではわずかを占めるだけではあるが、荷捌所や漁業用施設の整備により、漁業者の経営安定、生産向上を目指している。

【資料編参照(45頁)】

(6) 町内の主な公共施設

町には、以下の公共施設があり、詳細について資料編に記載する。

- ① 学校機関
- ② 保育所
- ③ 社会福祉施設
- ④ コミュニティ施設
- ⑤ 公園
- ⑥ 文化•体育施設
- ⑦ 環境衛生施設
- 8 産業振興施設

【資料編参照(46~50頁)】

3. 過去における災害状況

町に関わる過去の災害概況は、以下の区分で把握されており、詳細について資料編に示すものとする。

- 消防本部調査(平成12年~16年)
- ② 消防本部調査(平成17年~24年)
- ③ 基地災害

【資料編参照(55~60頁)】

第3節 災害の想定

この計画は、本町の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こる災害を重点に、災害救助法適用程度の災害を想定する。台風についての被害検討の結果、次に掲げる規模の災害が今後本町域を含む本県地域に発生することを想定する。

1. 風水害被害想定

(1) 台風被害想定事例

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

事例想定1) 昭和32年 台風第14号 フェイ

来襲年月日	昭和32年(1957年)9月25、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者•行方不明者	193 名
住宅全半壊	16,091 戸

(那覇の観測データ)

事例想定2) 平成15年 台風14号 マエミー

- 13101/C - 7 1 /24 1 O	
来襲年月日	平成 15 年 9 月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0 mm
死傷者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊 19棟)

(宮古島の観測データ)

[被害状況]

台風 14 号の被害は、人的被害が死者 1 名、負傷者 96 名で負傷者の多くはガラスなどによる裂傷であった。住家被害は、家屋の全壊 18 棟、半壊 86 棟、一部損壊 1,206 棟でており、電柱倒壊が 882 本など、甚大な被害に見舞われた。(宮古支庁 調べ) (資料:県-平成 15 年台風 14 号に関する資料)

(2) 台風による高潮の被害想定

県土木建築部海岸防災課の調査報告書(「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」 平成19年3月)から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

■高潮被害

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	416	79
構造物なし	376	97

資料:沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

2. 地震被害想定

「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成19年3月)」による被害想定の調査結果を参考に、本町の地震災害を想定する。

(1)沖縄本島南西沖地震

① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

沖縄本島南部及び座間味島や渡嘉敷島の沖積低地を中心に震度6弱の揺れが発生する。また、本島南部の全域及び中部、本島周辺の当初の大半は震度5弱から5強の揺れ、本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

イ) 液状化の危険度の予測

地震動・液状化による建物被害予測(嘉手納町)

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	595	51	252	177	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	86	6	89	2.894	0.208	2.998
S系建物	128	2	10	7	1.725	7.686	5.569
その他構造	658	11	0	11	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	150	268	284	3.452	6.148	6.526

資料:沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成9年3月)

[区分別解説]

RC系(鉄筋コンクリート構造)

- :鉄筋コンクリートを用いた建築の工法もしくは構造。
- S系(鉄骨構造)
- :柱と梁が「鉄骨」で作られた構造。
 - 壁・床材には木質系や軽量気泡コンクリート系のパネルなどが使われる。

ウ) 人的被害

建物の倒壊・焼失による死傷者数予測結果

	かいくことも		グラレイ
	被害棟数	死者数	負傷者数
嘉手納町	284	7	42

(2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も 直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度 5 強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測することを目的とする。

(資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」)

① 想定地震

本町の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度 5 強程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

マグニチュード 6.5、断層上端の深さ 10km、良好な地盤で震度 5 強程度を想定する。

イ)液状化危険度の予測

地震動・液状化による建物被害予測(嘉手納町)

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	125	40	145	2.894	0.208	2.998
S系建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
その他構造	658	43	10	48	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	353	271	488	8.096	6.224	11.210

資料:沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成9年3月)

ウ)人的被害の予測

人的被害予測結果

(基盤一定入力: M=6.5、上端深さ6.6km)

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出	要救出	要後方医療	避難者数
				現場数	者数	搬送者数	
嘉手納町	489	8	70	8	2	7	1,036
読谷村	962	10	131	14	4	13	1,872
北谷町	946	10	129	14	5	13	1,883

資料:沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成9年3月)

3. 津波被害の想定

津波の浸水想定について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)(平成19年3月)」の結果から、発生頻度の高い津波災害として本町における津波被害を想定するものとする。また、本町に甚大な被害をもたらす津波想定については、「沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月28日)」における津波を想定するものとする。

(1)被害想定手法

)		1
調査	被害想定手法	
項目		想定条件
771 45 45 5	津波の最大浸水深に対する	【木造】(津波)
建物被害	建物被害程度を設定し、建物	浸水深2m以上:全壊
	全半壊棟数を算出した。	浸水深1m以上:半壊
	(中央防災会議(2005)	【木造・非木造】
	の手法を適用)	浸水深 50 ㎝以上:床上浸水
		浸水深 50 ㎝未満:床下浸水
	【死者数】(津波)	【季節・時間】
人的被害	最大浸水深1m 以上のエリ	1)冬の夜間
	ア内の滞留人口を津波影響人	2) 夏の昼
	とする。これをもとに、逃げ	【避難意識】
	遅れによる死者数を算定。季	1) 意識高い場合:避難完了時間
	節・時間および住民避難意識	15分
	の高さの違いによる被害の違	2) 意識低い場合: 避難完了時間
	いを想定。	30分
	(中央防災会議 (2005) の	
	手法を適用)	【地震の種類】
		〇大きな揺れを伴う地震(普通地
	【負傷者数】(津波)	震)
	建物被害率との関係より算	→避難開始:地震発生 5 分後
		〇大きな揺れを伴う地震(津波地
	(静岡県(2001)の手法	
	を適用)	→避難開始:地震発生 15 分後
	【浸水域内人口】(高潮)	【負傷者数算定式】(津波)
	浸水被害を受ける可能性の	重傷者数=0.0640×建物被害
	ある人口を浸水メッシュと人	率(%)/100×人口
	口分布を重ね合わせて算定。	中等傷者数=0.0822×建物被
		害率(%)/100×人口
		ローバの/ 100/八口

(2) 発生頻度の高い津波被害想定結果

【建物被害】

■津波被害想定結果(全ケース最大の抽出)

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1	2	100	92
構造物なし	1	2	150	173

資料:沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

【津波人的被害】

■死者数

	意識高•冬夜	意識高•夏昼	意識低•冬夜	意識低•夏昼
構造物あり	1	5	2	7
構造物なし	2	5	2	8

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

■負傷者

	重傷者(冬)	重傷者(夏)	中等傷者(冬)	中等傷者(夏)
構造物あり	2	4	5	12
構造物なし	2	4	5	12

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

■津波遡上高及び到達時間等

	代表地点	沿岸の津 波水位 (m)	最大遡上 高(m)	津波到達 時間 (分)
嘉手納町	比謝川河口	2.6	3.8	25

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

(3) 本町に甚大な被害をもたらす津波想定結果(最大級の津波想定)

本町に甚大な被害をもたらす津波(最大級)として、「沖縄県津波被害想定検討結果 (平成25年1月)」で想定される津波は、水釜において地震発生後25分で津波が到達し、最大遡上高9.3mにまで達する。

■津波遡上高及び到達時間等(最大級の津波)

	代表地点	沿岸の津波最 大水位(m)	最大遡上高 (m)	津波到達 時間(分)
嘉手納町	水釜	6.3	9.3	25

資料:沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月28日)

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

嘉手納町及び嘉手納町の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

(災害基本法第3条~7条までの規定に基づく)

1. 嘉手納町・ニライ消防本部

(1) 嘉手納町

- ① 町防災会議及び町災害対策本部に関する業務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 町における自主防災組織の育成、指導
- ④ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備・点検
- ⑤ 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- ⑥ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- ⑦ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑧ 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- 9 水防、消防、救助、その他応急措置
- ⑩ 災害時における衛生及び文教対策
- ⑪ 災害時における交通輸送の確保
- ① 被災施設の災害復旧
- ⑬ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (4) 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (15) 防災に関する調査研究及び防災まちづくり事業の推進
- ⑥ 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- ① その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 比謝川行政事務組合ニライ消防本部

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

2. 沖縄県・県出先機関等

(1)沖縄県

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧ 災害時の衛生、文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保
- ⑪ 被災施設の災害復旧

- ① 被災者に対する融資等対策
- ⑩ 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助および調整
- ③ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 整
- (4) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
- (2) 県立中部病院(県病院事業局)
 - ① 災害時における医療、助産、看護活動の実施
 - ② 被災者の応急対策
- (3)中部福祉保健所(県福祉保健部 国保・健康増進課)
 - ① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導
- (4)中部土木事務所(県土木建築部 土木企画課)
 - ① 所管に係わる施設(道路、橋梁、河川、海岸保全施設等)の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策並びにこれらの指導
- (5) 中部農林土木事務所(県農林水産部 村づくり計画課)
 - ① 所管に係わる施設(農道、農地、排水、耕地護岸等)の災害予防、災害時における 応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
- (6) 中部農業改良普及センター(県農林水産部 営農支援課)
 - ① 農作物の災害応急対策及び指導
 - ② 町が行う被害調査及び応急対策への協力
 - ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等
- ④ その他所管業務についての被災対策
- (7) 県企業局
 - ① 災害時における給水の確保
 - ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧
- (8)沖縄県警察・嘉手納警察署
 - ① 災害警備計画に関すること
 - ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
 - ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
 - ④ 交通規制・交通管制に関すること
 - ⑤ 死体の検分・検視に関すること
 - ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事項

3. 指定地方行政機関(国)

- (1) 九州管区警察局
 - ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
 - ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること
 - ③ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
 - ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること

- ⑤ 災害時における警察通信の運用に関すること
- ⑥ 津波警報・注意報の伝達に関すること

(2) 内閣府沖縄総合事務局

- 1)総務部
 - ア)沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
 - イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
- ②財務部
 - ア)地方公共団体に対する災害融資
 - イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ③農林水産部
 - ア)農業に関する災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する指導調整及び助成
 - イ)農地農業用施設に関する災害予防及び災害復旧対策
 - ウ) 災害時における主要食糧の供給対策
- 4経済産業部
 - ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - イ)被災商工業者に対する融資の調整
- 5 開発建設部
 - ア) 直轄国道に対する災害応急対策
 - イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
 - エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- 6運輸部
 - ア)災害時における陸上及び海上輸送の調査及び指揮
 - イ) 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の 要請
 - ウ) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

(3)沖縄防衛局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整

(4)沖縄気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の 整備に努める。
- ③ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- ④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

- ⑤ 嘉手納町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- ⑥災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、沖縄県や嘉手納町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
- ⑦沖縄県や嘉手納町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災 知識の普及啓発活動に努める。
- (5) 那覇産業保安監督事務所
 - ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (6)第十一管区海上保安本部
 - ① 海難救助、海上交通安全の確保及び海上における治安の維持
- (7) 沖縄総合诵信事務所
 - ① 非常の場合の電気通信の監理
 - ② 災害時における非常通信の確保
- (8)沖縄森林管理署
 - ① 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理
 - ② 災害応急用材の需給対策
- (9)沖縄労働局
 - ① 災害時における労働災害防止対策
 - ② 災害に関連した失業者の雇用対策
- (10) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
 - ① 災害廃棄物対策に関すること
 - ② 環境監視体制の支援に関すること
 - ③ 飼育動物の保護等に関すること

4. 自衛隊

- ① 災害派遣の準備
- ② 災害派遣の実施

5. 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話㈱沖縄支店(NTT 西日本) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(NTT コミュニケーションズ) ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(NTT ドコモ)
 - ① 電信電話施設及び移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (2)日本銀行那覇支店
 - ① 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導

- - ① 災害時における医療及び助産の実施
 - ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施
 - ③ 義援金品の募集及び配分
- (4)日本放送協会沖縄放送局(NHK)
 - ① 気象警予報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及
- (5)沖縄電力㈱
 - ① 電力施設の整備と防災管理
 - ② 災害時における電力供給の確保
- (6) 西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所
 - ① 同社管理道路の防災管理
 - ② 被災道路の復旧
- (7) KDDI 株式会社
 - ① 通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
- (8) 郵便事業株式会社沖縄支社
 - ① 災害時における郵便業務の確保
 - ② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- (9) 郵便事業㈱沖縄支店及び郵便局㈱(各郵便局)
 - ① 災害時におけるグループ会社の早期復旧及び業務継続の確保
 - ② 日本郵政グループのネットワークを活用した各種災害情報の収集連絡及び提供
 - ③ 非常取扱の実施
 - ・災害義援金の料金免除及び地方財務局や日本銀行本店からの特別措置の要請による 各種取扱の実施
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - 保険料の振込猶予期間の延伸

6. 指定地方公共機関

- (1)沖縄県医師会、沖縄県看護協会
 - ① 災害時における医療、助産及びその看護の実施
- (2)沖縄県バス協会
 - ① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整
 - ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (3) 琉球海運㈱
 - ① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保

- (4)(対)沖縄県高圧ガス保安協会
 - ① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (5) 沖縄県婦人連合会
 - ① 災害時における女性の福祉の増進

7. 公共的団体(機関)、その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 中部地区医師会
 - ① 災害時における医療、助産の実施
- (2) 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会
 - ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
- (3) 嘉手納町社会福祉協議会
 - ① 町が行う防災及び応急対策への協力
 - ② 被災者の救護活動の展開
 - ③ ボランティア活動拠点の運営・管理に関すること
- (4) 嘉手納町商工会
 - ① 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ③ 被災者の生活資材の確保についての協力
- (5) JA おきなわ嘉手納支店
 - ① 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 農作物災害応急対策の指導
 - ③ 農業生産資材及び生活資材の確保斡旋
 - ④ 被災農業家に対する融資の斡旋
- (6) 嘉手納漁業組合
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 漁業災害応急対策の指導
 - ③ 漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋
 - ④ 被災漁業家に対する融資の斡旋
- (7) 比謝川行政事務組合環境美化センター
 - ① 災害時のゴミ処分に関すること

- (8) 中部衛生施設組合(長尾苑)
 - ① し尿等の処分に関すること
- (9) 危険物施設等の管理者
 - ① 安全管理の徹底
 - ② 防護施設の整備
- (10) 報道機関
 - ① 災害状況及び災害対策に関する報道
- (11) 町内事業所等
 - ① 従業員、来訪者の安全確保とともに、地域住民全体の安全確保に関すること
 - ② 行政機関の防災事業への協力等
- (12) 自治会(町民及び地域団体等)
 - ① 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること
 - ② り災者に対する炊き出し、救助物資の配分等
 - ③ その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること

第5節 町民等の責務及び地域防災力の向上

1 町民等の責務(平常時及び災害時の心得)

嘉手納町民及び各自治会、自主防災組織をはじめ町内の事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

(1) 町民

<平常時>

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害教訓の伝承(家族で避難所等の確認)
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検(3日分以上)
- ④ 消防団、自主防災組織への参加及び活動の協力

<災害時>

- ① 率先して逃げる
- ② 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ③ 家族及び近所の災害時要援護者等の避難支援
- ④ 災害廃棄物の分別
- ⑤ その他自ら災害に備える為に必要な行動

(2) 自治会・自主防災組織

<平常時>

- ① 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害教訓の伝承
- ② 自主防災活動マニュアル及び資機材の整備及び点検
- ③ 災害時要援護者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④ 地区内の災害時要援護者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ⑤ 地区の孤立化対策(通信機器・食糧備蓄等)
- ⑥ 防災リーダーの育成
- ⑦ 自主防災活動及び訓練の実施

<災害時>

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 災害時の避難所の自主運営
- ③ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

(3) 事業者

<平常時>

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画(BCP)の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- ④ 従業員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

く災害時>

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 災害時要援護者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

2 地域防災力の向上

嘉手納町に大規模な災害が発生した場合には、行政からの支援(公助)にも限界があり、早急に支援できないことも考えられることから、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを基本に「地域の協力による被害の軽減(共助)」が災害からの被害を最小限にとどめるものと考えられることから、地域防災力の向上が大きな課題である。

本町の地域防災力の向上を図るために、本節の「町民等の責務(平常時及び災害時の心得)」の普及啓発とあわせ、以下の点について実施を推進していくものとする。

- ①防災に関する町民意識の醸成
 - 自治会への防災出前講座の開催
- ②地域の防災リーダー及び自主防災組織の育成
 - ・全地区での自主防災組織の組織化(平成25年6月時点1組織)
- ③多様な参加者による実践的な防災訓練の実施
 - ・年齢構成や性別をはじめ、住民だけでなく、町内事業者なども含めた多様な参加者による実践的な防災訓練の実施

Ⅱ 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 災害想定・被害想定の考え方

(1) 地震・津波

地震・津波の想定については、これまでの「沖縄県地震被害想定調査」による発生頻度が高いと考えられる地震・津波の想定に加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、嘉手納町で起こりえる科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も想定する必要がある。

一つは、これまでの発生頻度が高いと考えられる地震・津波である。

もう一つは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年) 八重山地方大地震による大津波(明和の大津波)など歴史的・科学的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、県の協力のもと最大クラスの地震・津波に関する想定を行うものとする。

(2) 風水害等

近年、地球温暖化に伴う気候変動等により、集中豪雨をはじめ台風が大型化するなど、 土砂災害、暴風・高潮による大きな被害が発生している。また、洪水や土砂災害につい て水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定するが、想定を超える氾濫や 大規模な土砂崩壊が発生する可能性も考慮するものとする。

また、本町においては米軍用地があることから、航空機等の大規模事故災害についても想定した計画づくりが必要である。

2 防災計画の考え方

防災計画においては、発生頻度の高い災害の被害想定及び発生頻度は低いものの最大クラス災害の被害想定の結果を踏まえた対策を検討する必要がある。

防災対策を検討する上で、自然災害を完全に封ずることは困難であるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立ち、災害想定のレベルや本町の特性に応じて次の点に留意して効果的で実行性の高い計画にするものとする。

(1) 想定する災害レベルへの対応

- ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の 避難を中心として、防災意識の向上、災害想定結果を踏まえた避難場所等を検討する とともに、必要に応じて防災施設や避難施設等の整備を検討するものとし、町民等の 生命及び経済被害の軽減などを考慮した総合的な対策を検討する。
- イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保 護、経済活動の安定化の観点から、防災施設や避難施設等の整備を検討する。

(2) 社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在及び高齢化やライフスタイルの多様化等への対応

- ①本町は、町域の約2割程度の限られた土地に町民が居住していることから、人口密 集地域であり、町民の居住地区における災害に強いまちの構造の構築や防災を考慮 した土地利用の誘導等の安全確保対策が必要である。
- ②高齢化の進展に伴い高齢者が増加していることから、障害者等も含めた災害時要援護者の安全確保対策が必要である。災害時要援護者の安全確保対策としては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等が考えられ、その実施に際しては福祉施策と連携したきめ細かな施策を行うことが求められる。さらに、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。
- ③近年、ライフスタイルの多様化に伴い、地域力の低下が叫ばれており、地域コミュニティの活性化は地方自治体共通の課題である。特に災害時においては、行政及び消防部局による対応だけでは限界があることから、町民自身の意識の向上及び地域住民同士の協力が必要不可欠となる。これらのことから、防災意識の醸成や自主防災組織等の育成・強化をはじめ、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの町民参加による定期的な防災訓練等を図る必要がある。
- ④災害発生時における避難所においては、性別や年齢、健康状態など多様な住民が共同生活することになるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における生活者の多様な視点に配慮する必要がある。その際には、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制についても確立する必要がある。

イ 観光客及び外国人への対応

①経済社会活動の拡大や観光産業が基幹産業である沖縄県においては、観光客(外国人も含む)が増加していることや本町に在住の外国人もいることから、災害発生時に本町に滞在中の観光客や在住外国人に対しても十分に配慮するものとする。

ウ ライフライン、情報通信技術の発達、交通の車への依存等への対応

①電気・水道等のライフライン施設をはじめ、携帯電話やインターネット等の普及による情報通信設備施設、主要な交通手段が車に依存している本県において道路等の交通ネットワーク施設等の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、これら施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の確保が必要である。

(3) 行政の業務継続計画の検討・策定及び本計画との連携

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となったことを踏まえ、大規模災害による庁舎や行政機能及び災害対策本部機能への影響等を点検するとともに、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を検討・策定し、本計画と連携する必要がある。

(4)複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

本町の防災対策の基本方針は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、 たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害が出来 るだけ少なくなるよう本県及び本町の特性に応じた地震・津波対策及び風水害等の防災対 策を講ずるものとする。

なお、災害時には行政及び消防等の防災関係機関による対応には限界があることや避難に際して 1 分 1 秒が生死を分ける場面も考えられることから、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを基本に要援護者などについては「地域の協力による被害の軽減(共助)」等が円滑に行えるよう、災害に対する住民の意識の醸成や防災訓練の充実などのソフト対策による「災害に強い町民」及び「行政による防災体制・施設の整備(公助)」による「災害に強いまちの構造の構築」の実現を目指すものとする。なお、東日本大震災では平時から防災教育の取り組みを行っていた学校においては、迅速かつ適切な避難が行えたことで被害を免れた事例も多くあることから、本町においても「防災教育」について重点的に取り組むものとする。また、学校だけでなく、自治会をはじめ自主防災組織など町民全体に向けて防災情報の提供や防災訓練、防災講座等を通して「防災教育」に取り組んでいくものとする。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において本町をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見により起こり得る災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎされない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ソフトとハードの両面からの施策が重要となる。さらに、町民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、町民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るようなまちの構築を推進する。

その他にも、事業所や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取り組み等を促進する。

これらを踏まえ、災害予防に関する基本方針は以下のとおりとする。

- (1)災害に強い町民を実現するための防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、 自主防災組織等の育成・強化及びボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進等
- (2) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、住宅や学校等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (3) 県及び防災関係機関と協力して災害の予知・予測研究、工学的・社会学的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (4)発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制の整備をはじめ、避難施設・設備・資機材等の整備・充実、食糧・飲料水等の備蓄及び防災訓練の実施等
- (5) 事故災害を予防する為の安全対策の充実

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。

以上を踏まえ、災害応急対策における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、町民の避難誘導、災害時要援護者 や観光客等の避難支援及び災害未然防止活動
- (2)発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、 災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時 における広域応援体制の確立
- (3)被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、消火活動等を支えるとともに、被災者に緊急物資を供給する為の交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4)被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の 提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- (5)被災者の生活維持に必要な食糧・飲料水及び生活必需品等の調達と供給
- (6)被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の 実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次被害の防止
- (9) 二次災害の危険性の見極め、必要に応じ町民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び町外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな復旧・復興対策

被災した場合には、本町の特性等を踏まえた復旧・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 県と協力し、被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

 進
- (2)被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援要請
- (3) 再度の災害防止を考慮するとともに、より快適なまちの環境を目指した防災まちづくの
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5)被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建支援
- (6)被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民同士及び町民と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特性等を考慮した重要事項

本町においては、戦後町域の8割以上が米軍用地となっていることから、約2割程度の土地に市街地が形成され住宅等が密集していることやそれに伴い震災時に消防自動車が通れない道路幅員の目安とされる6m未満の道路「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引きより」もある。また、沿岸部の海抜が低い地区もあることから津波等の対策が必要である。

これらのことから、密集市街地における道路等の基盤整備の改善をはじめ、津波災害が発生した場合の津波防御・避難施設の整備等のハード対策についても早急に検討し、 県と協力して対応する必要がある。

さらに、町内に在住する外国人に関する対策をはじめ、本県は年間 500 万人を超える 観光客が訪れ、本町においても観光・宿泊施設が立地することから、観光客等に対する 対策を講ずる必要がある。

1 密集市街地の防災対策及び消防・防災体制の強化

大規模災害時には、本町への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源やネットワークの充実・強化が必要であり、県をはじめ関係機関と協力し以下の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- ア 密集市街地における狭隘な道路の改善
- イ 近隣市町村との応援体制の充実・強化
- ウ 消防団の強化
- エ 自主防災組織の組織化促進、資機材等の整備
- オ 県の協力のもと、避難計画・ハザードマップ・災害時要援護者避難支援プラン等の 作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

2 沿岸部の海抜が低い地区住民等への防災対策

本町の沿岸部地区においては、海抜 5m 未満の箇所があり、発生頻度の高い津波の想定結果では地震発生から 25 分程度で標高 3.8m の場所まで津波が遡上することが予測されている。また、最大クラスの津波については、水釜に 25 分程度で標高 9.3m の場所まで津波が遡上することが予測されていることから、少なくとも海抜 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、以下の津波避難対策を進める。

- ア 最大クラスを想定した津波ハザードマップの整備、町民及び学校等における防災教育及び津波避難訓練の実施
- イ 津波避難計画の作成をはじめ、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津 波避難マニュアルの作成支援
- ウ 津波避難ビルの確保をはじめ、必要に応じて津波避難タワーや避難路、がけ地の避 難階段の整備
- エ 海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標高設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3 町内在住の外国人や観光客の避難誘導

災害が発生した場合、町内在住の外国人をはじめ、町内の海岸や商業施設及び観光施設等に滞在する観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には町内に滞留することが予想されることから、観光客等の安全を確保するため、県、商業施設及び観光・宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難

誘導、帰宅支援体制を整備する。なお、町内在住の外国人については、日頃から地域とのコミュニケーションを図りつつ、防災訓練への参加を促すものとする。

また、少なくとも海抜 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、津波避難対策を進めるものとする。

- ア 在住外国人をはじめ、商業施設及び観光・宿泊施設等における観光客等の避難誘導 体制の整備
- イ 海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- ウ 滞留旅客の待機施設等の検討・確保

【災害時の避難に際して地形的・社会的配慮事項】

嘉手納漁港は、地形的に津波や高潮が来襲した場合により波が高くなる可能性がある ことから、漁港周辺においては、より迅速な避難誘導が必要である。

また、本町の標高が高い場所には、周辺の2市1町2村にまたがる嘉手納弾薬庫があり、地震に伴って津波が来襲する際にはその周辺へ避難を余儀なくされる場合が考えられる。しかし、嘉手納弾薬庫周辺においては、地震に伴い大規模な火災等が起こる可能性も考えられることから、避難する際には十分な注意が必要である。

第4節 防災計画の見直しと推進

- (1) 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国及び県の防災方針をはじめ、 嘉手納町の自然的及び社会的条件等を勘案して、各事項を検討の上、必要な事項を記載 するものとし、また特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加するものとする。 なお、定期的に本計画を検証し、必要に応じて適宜修正及び見直しを行うものとす る。
- (2) 防災担当事務局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。
 - ア 実施計画(アクションプラン)及び分野別応急活動要領(マニュアル)の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
 - イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検
 - ウ 嘉手納町の他の計画(総合計画、都市マスタープラン、福祉関係計画、施設整備 計画等)の防災の観点からのチェック
- (3) 本計画に基づく防災対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (4) 本計画に定める本町の果たすべき役割を的確に実施するとともに、県及び関係機関等と相互に密接な連携を図るものとする。また、他の市町村等とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るように努める。
- (5) 本計画は、嘉手納町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

嘉手納町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、国や県をはじめ、防災関係機関による防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。